

分野	19	通番	1
法律名	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第20条	第2項	×	
第21条	第2項	×	
第21条	第3項	×	
第26条	第1項	×	
第26条	第2項	×	
第28条	第3項	×	
第30条	第1項	才	
第30条	第2項	才	
第32条		×	
第42条の10		v・vi	
第42条の11		×	
第44条		×	

分野	19	通番	2
法律名	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第二百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項	×		
第3条	第4項			準用規定
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	iv	e	
第5条	第4項	×		
第5条	第7項	×		
第5条	第8項			準用規定
第7条	第2項	×		
第7条	第5項	×		
第18条	第1項	×		
第18条	第2項	×		

分野	19	通番	3
法律名	環境基本法(平成五年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	×	

分野	19	通番	4
法律名	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第1項	×		
第10条	第2項	iv	e	
第10条	第3項	×		
第20条	第1項	×		
第20条	第2項			準用規定
第33条	第1項	×		
第33条	第2項	×		
第33条	第3項	×		
第33条	第4項			準用規定
第34条	第1項	×		
第34条	第2項			準用規定
第39条	第1項			適用規定
第39条	第2項			適用規定
第40条	第1項			適用規定
第40条	第2項			適用規定
第41条	第1項	×		
第41条	第2項	×		
第41条	第3項	×		
第41条	第4項			適用規定
第42条	第1項			適用規定
第42条	第2項	×		
第42条	第3項	×		
第43条	第1項	×		
第43条	第2項			適用規定
第45条	第1項	×		
第45条	第2項			準用規定
第48条	第1項	×		
第48条	第2項			準用規定
第48条	第3項	×		

分野	19	通番	5
法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
20条の3	第1項	×		
20条の3	第2項	×		
20条の3	第3項	×		
20条の3	第6項	×		
20条の3	第7項	iv	e	
20条の3	第8項	×		
20条の3	第9項			準用規定
20条の3	第10項	×		

分野	19	通番	6
法律名	自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第16条	第2項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項	×		
第24条	第2項	×		
第30条				準用規定
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		
第31条	第4項	ア		
第33条	第4項	i		
第33条	第5項			準用規定
第40条	第1項	i		
第40条	第2項	i		
第48条		i		
第49条	第1項	×		
第49条	第3項			準用規定

分野	19	通番	7
法律名	エコツーリズム推進法(平成十九年法律第百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第3項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項		準用規定
第6条	第5項	×	
第7条	第2項	×	
第8条	第2項	ア	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第8条	第5項	×	
第8条	第6項	×	
第9条	第3項	ア	
第10条	第3項	×	
第10条	第5項		準用規定
第10条	第6項		準用規定

分野	19	通番	8
法律名	自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第3項	×		第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第24条第2項、29条第2項で準用
第7条	第6項	×		
第8条	第4項			準用規定
第9条	第2項	×		
第10条	第2項	×		
第13条	第4項	×		
第13条	第5項	×		
第14条	第4項	×		
第14条	第5項	×		
第16条	第3項	×		
第16条	第4項	ア		
第17条	第4項	×		
第17条	第5項	iv	d	
第18条		iv	d	
第19条	第5項	×		
第19条	第6項	×		
第21条	第2項	iv	d	
第21条	第4項			準用規定
第22条	第2項	ア		
第24条	第4項	×		
第24条	第5項	×		
第26条	第4項	ア		
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	×		
第30条	第3項	ア		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	×		
第31条	第4項	×		
第32条	第1項	×		
第33条		×		
第34条		×		
第35条				準用規定

分野	19	通番	8
法律名	自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第37条	第2項	×	
第37条	第4項	×	
第41条	第2項	×	
第50条	第2項	ア	
第50条	第3項	ア	
第50条	第4項	ア	
第52条	第1項	i	
第52条	第3項	i	
第52条	第4項	i	
第52条	第5項		準用規定
第55条	第2項	×	
第56条	第2項	×	
第64条		i	
第66条	第1項	×	

分野	19	通番	9
法律名	温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第3項	×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	ア	
第6条	第2項		準用規定
第7条	第3項		準用規定
第7条の2	第2項		準用規定
第11条	第2項		準用規定
第11条	第3項		準用規定
第12条	第2項	×	
第13条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第14条の2	第2項	×	
第14条の2	第3項		準用規定
第14条の3	第2項		準用規定
第14条の4	第3項		準用規定
第14条の5	第2項		準用規定
第14条の5	第3項	×	
第14条の7	第2項		準用規定
第15条	第4項		準用規定
第16条	第2項		準用規定
第17条	第3項		準用規定
第19条	第3項	ア	
第19条	第5項	ア	
第22条		ア	
第23条		×	
第28条	第2項	ア	
第33条	第1項	ア	
第33条	第2項	ア	
第35条	第3項		準用規定
第35条の2			適用規定
第36条	第2項	×	

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第4項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第4項	×		
第7条	第5項	×		
第7条	第6項	iv	a	
第7条	第7項			準用規定
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第9条	第7項	ア		
第12条	第4項	×		
第12条	第6項			準用規定
第14条	第4項			準用規定
第15条	第2項	×		
第15条	第5項	×		
第15条	第11項			準用規定
第15条	第13項	×		
第19条	第3項	ア		
第19条	第4項	×		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第24条	第5項	ア		
第28条	第2項	×		
第28条	第3項	iv	e	
第28条	第4項	×		
第28条	第6項	×		
第28条	第7項	×		
第28条	第8項	×		
第28条	第9項			準用規定
第28条	第10項			準用規定
第28条の2	第3項	×		
第28条の2	第4項	×		
第28条の2	第5項	×		
第29条	第2項	×		

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第29条	第3項	×	
第29条	第4項		準用規定
第29条	第5項		準用規定
第29条	第9項	×	
第30条	第3項	ア	
第30条	第4項	ア	
第31条	第2項	ア	
第31条	第3項	ア	
第32条	第1項	i	
第32条	第3項	i	
第34条	第2項	×	
第34条	第3項	×	
第34条	第5項	×	
第35条	第5項	×	
第35条	第6項	×	
第35条	第12項		準用規定
第39条	第2項	イ	
第40条		イ	
第43条		ア	
第44条		イ	
第45条	第1項	イ	
第45条	第2項	イ	
第48条		イ	
第50条	第2項	イ	
第51条	第2項	イ	
第51条	第3項	イ	
第52条	第1項	イ	
第55条	第2項	v	
第57条	第1項	ア	
第57条	第3項	ア	
第58条		v	
第60条		ア	
第61条	第3項		準用規定
第61条	第4項	v	
第63条		v	

分野	19	通番	10
法律名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第67条	第1項	iv	e	
第67条	第2項	iv	e	
第70条	第1項	x		
第71条	第3項			準用規定
第72条	第2項			準用規定
第75条	第4項	ア		

分野	19	通番	11
法律名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第48条	第1項	×	
第54条	第2項	×	
第54条	第3項	×	

分野	19	通番	12
法律名	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	iv	e	
第6条	第4項	×		
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第12条	第1項	×		
第12条	第2項	ア		
第13条	第2項			準用規定
第14条	第3項			準用規定
第15条		×		
第17条		ア		
第19条	第2項			準用規定
第24条	第2項	ア		
第27条	第1項	v		
第28条	第2項			準用規定
第33条	第2項			準用規定
第34条	第2項	×		
第35条	第1項	×		
第35条	第2項			準用規定
第36条	第2項	×		

分野	19	通番	13
法律名	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条	第2項	ア	第18条第4項で準用
第13条	第3項	ア	第18条第4項で準用
第14条	第1項	i	第18条第4項で準用
第14条	第3項	i	第18条第4項で準用
第17条	第1項	ア	第18条第4項で準用
第17条	第2項	ア	第18条第4項で準用

分野	19	通番	14
法律名	公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第5項	×	
第8条	第2項		準用規定
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第3項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項		準用規定
第12条	第1項	ア	
第13条	第2項	×	
第13条	第4項		準用規定

分野	19	通番	15
法律名	ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第5項	×		
第10条	第1項	×		
第10条	第8項	×		
第11条	第1項	×		
第11条	第2項	×		
第11条	第3項	×		
第11条	第4項	×		
第11条	第6項			準用規定
第23条	第4項	×		
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第27条	第3項	×		
第27条	第5項	ア		
第28条	第4項	×		
第29条	第3項	iv	e	
第29条	第4項	×		
第30条	第2項			準用規定
第31条	第1項	×		
第31条	第2項	×		
第31条	第3項	×		
第31条	第4項	×		
第31条	第6項	×		
第32条	第2項			準用規定
第34条	第3項	ア		
第35条	第5項	×		

分野	19	通番	16
法律名	大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第5条の2	第1項	×		
第5条の2	第7項	×		
第5条の3	第1項	×		
第5条の3	第2項	iv	e	
第5条の3	第3項	×		
第5条の3	第4項	×		
第5条の3	第6項			準用規定
第15条	第5項	×		
第15条の2	第5項			準用規定
第20条		×		
第23条	第1項	v		
第23条	第2項	v		
第24条		×		
第26条	第3項	ア		
第27条	第6項	×		
第31条	第2項	×		

分野	19	通番	17
法律名	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	ア	
第10条	第2項	ア	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	ア	
第12条	第2項		準用規定
第13条	第2項		準用規定
第14条		×	
第16条		ア	
第17条	第2項		準用規定
第22条	第4項	×	

分野	19	通番	18
法律名	自動車から排出される窒素酸化物,粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第5項	×		
第7条	第6項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項			準用規定
第15条	第2項	×		
第15条	第3項	iv	e	
第15条	第4項			準用規定
第16条	第1項	×		
第16条	第2項	×		
第17条	第2項			準用規定
第18条	第1項	×		
第18条	第2項	×		
第24条	第1項	×		
第41条	第5項	ア		
第42条	第1項	×		

分野	19	通番	19
法律名	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第4項	iv	e	
第5条	第6項	iv	e	
第5条	第7項			準用規定

分野	19	通番	20
法律名	水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第4項	×		
第3条	第5項	×		
第4条の3	第1項	×		
第4条の3	第2項	×		
第4条の3	第3項	×		
第4条の3	第5項	×		
第4条の3	第6項			準用規定
第4条の5	第4項	×		
第14条の7	第1項	×		
第14条の7	第2項	iv	e	
第14条の7	第3項	iv	e	
第14条の7	第4項	iv	e	
第14条の7	第5項			準用規定
第14条の8	第1項	×		
第14条の8	第2項	×		
第14条の8	第4項	×		
第14条の8	第6項	×		
第14条の8	第7項			準用規定
第16条	第4項	×		
第17条		×		
第22条	第4項	ア		
第23条	第6項	×		
第28条	第2項	×		

分野	19	通番	21
法律名	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項			準用規定
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	iv	e	
第6条	第1項	×		
第8条	第3項			準用規定
第12条の4	第2項	×		
第12条の4	第3項	×		
第12条の4	第4項	×		

分野	19	通番	22
法律名	湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第3条	第4項	iv	e	
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第7項	×		
第4条	第8項			準用規定
第7条	第1項	×		
第7条	第3条	×		
第12条	第4項	×		
第14条				適用規定
第21条	第2項	ア		
第22条				準用規定
第23条	第1項	×		
第23条	第2項	×		
第23条	第5項	iv	e	
第23条	第6項			適用規定
第25条	第2項	iv	e	
第25条	第3項	×		
第25条	第4項			準用規定
第26条	第1項	×		
第26条	第2項	×		
第29条	第2項	×		
第29条	第3項	×		
第29条	第4項	×		
第29条	第5項			準用規定
第30条	第4項	ア		
第30条	第7項	×		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		
第32条	第2項	ア		
第34条	第1項	i		
第34条	第3項	i		
第42条	第2項	×		

分野	19	通番	23
法律名	土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	ア	
第4条	第2項	ア	
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項		準用規定
第6条	第1項	ア	
第6条	第3項	ア	
第7条	第3項		準用規定
第29条	第4項	ア	
第30条		×	

分野	19	通番	24
法律名	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	iv	e	
第3条	第4項	v		
第4条	第2項			準用規定
第5条	第1項	x		
第5条	第2項	x		
第5条	第3項	x		
第5条	第4項	iv	g	
第5条	第5項	iv	e	
第5条	第6項	x		
第6条	第2項			準用規定
第8条	第2項	x		
第9条	第2項			準用規定
第12条		x		
第13条	第2項	ア		

分野	19	通番	25
法律名	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第3項	×		
第4条	第1項	×		
第4条	第3項			準用規定
第17条	第1項	×		
第19条		×		
第20条	第2項	ア		
第21条	第5項	×		
第21条の2		×		

分野	19	通番	26
法律名	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第3項			特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の準用
第9条の2	第1項	×		
第9条の2	第2項	×		
第9条の3	第2項	×		
第9条の3	第3項	iv	g	
第9条の3	第4項	iv	a	
第9条の3	第5項	×		
第10条	第1項	i		
第10条	第2項	i		
第11条	第2項	×		
第22条	第4項	×		
第40条	第2項	×		

分野	19	通番	27
法律名	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	×	
第2条	第3項	×	
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第5項	×	
第3条	第6項	×	
第3条	第7項	×	
第3条	第8項		準用規定
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第7条	第1項	i	
第7条	第2項	i	
第8条	第1項	i	
第8条	第2項	i	
第10条	第1項	×	

分野	19	通番	28
法律名	振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第3項	×		
第4条	第1項	才		
第4条	第3項			準用規定
第16条	第1項	×		
第16条	第3項	×		
第17条	第2項	ア		
第18条	第5項	×		
第19条		×		

分野	19	通番	29
法律名	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第5条		×	
第11条	第2項	ア	
第11条	第3項	ア	
第11条	第4項	ア	
第11条	第5項	ア	
第11条	第6項	i	
第11条	第7項	i	
第14条	第2項	ア	

分野	19	通番	30
法律名	悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条		×		
第4条	第1項	×		
第5条	第1項	iv	e	
第5条	第2項	iv	e	
第6条		×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第11条		×		
第20条	第3項	ア		

分野	19	通番	31
法律名	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	c	
第23条	第1項	iv	c	
第23条	第2項	iv	c	
第45条	第1項	x		
第139条	第2項	ア		
第140条	第2項			準用規定